

社会福祉法人吉田向陽会役員報酬規程

第 1 条 この規程は、社会福祉法人吉田向陽会の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）の職にあるものに対し、支給する報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 前項の規程に関わらず、役員が理事会並びに評議員会及び法人の監査等のために出会した場合の報酬は、別表 1 の定額による。但し、当法人 職員には支給しない。

別表 1

報酬（源泉額含む）
5,155 円

付則 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。